

獣医療法施行規則(抄)

(診療施設の構造設備の基準)

第 2 条 法第 4 条の農林水産省令で定める診療施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 飼育動物の逸走を防止するために、必要な設備を設けること。
- 二 伝染性疾患にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。
- 三 消毒設備を設けること。
- 四 調剤を行う施設にあっては、次のとおりとすること。
 - イ 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
 - ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること。
 - ハ 調剤に必要な器具を備えること。
- 五 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。
- 六 放射線に関する構造設備の基準は、第 6 条から第 6 条の 11 までに定めるところによること。

(管理者の遵守事項)

第 3 条 法第 5 条第 2 項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 飼育動物を収容する設備(以下「収容設備」という。)には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。
 - 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。
 - 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 五 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)及び薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)の規定に違反しないよう必要な注意をすること。
 - 六 常に清潔を保つこと。
 - 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。
 - 八 放射線に関し遵守すべき事項は、第 7 条から第 20 条までに定めるところによること。
- 2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業員を監督し、必要な注意をしなければならない。
 - 3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずるべきことを要求するものとする。
 - 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置

を講ずるものとする。

(エックス線診療室)

第6条 エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 二 エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。

(診療用高エネルギー放射線発生装置使用室)

第6条 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。
の2

- 一人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。
- 二 出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。
- 三 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の室内には、診療用高エネルギー放射線発生装置を操作する場所を設けないこと。
- 四 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室である旨を示す標識を付すること

(診療用放射線照射装置使用室)

第6条 診療用放射線照射装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。
の3

- 一 主要構造部等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第五号に規定する主要構造部並びにその場所を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。)は、耐火構造(同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)又は不燃材料(同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ)を用いた構造とすること。
- 二人が常時立ち入る場所における実行線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。
- 三 出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。
- 四 診療用放射線照射装置使用室である旨を示す標識を付すること。

(診療用放射線照射器具使用室)

第6条 診療用放射線照射器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。
の4

- 一人が常時立ち入る場所における実行線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。
- 二 診療用放射線照射器具使用室である旨を示す標識を付すること。

(放射性同位元素装備診療機器使用室)

第 6 条 放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

の 5

- 一 主要構造部は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 二 扉等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 放射性同位元素装備診療機器使用室である旨を示す標識を付すること。
- 四 間仕切りを設けることその他の適切な放射線障害の防止に関する予防措置を講ずること。

(診療用放射線同位元素使用室)

第 6 条 診療用放射線同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

の 6

- 一 主要構造部は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 二 診療用放射性同位元素の調剤等を行う室(以下「放射性同位元素準備室」という。)、これを用いて診療を行う室及びこれにより診療を受けている飼育動物を収容する設備を有する室(以下「放射性同位元素使用室内収容室」という。)に区画すること。
- 三 人が常時立ち入る場所における実行線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。
- 四 診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。
- 五 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- 六 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- 七 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。
- 八 各室には、洗浄設備を設けること。
- 九 前二号の洗浄設備は、第 6 条の 10 第 1 項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。
- 十 診療を行う室及び放射性同位元素使用室内収容室には、通気口を設けること。
- 十一 前号の通気口は、第 6 条の 10 第 1 項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。
- 十二 放射性同位元素準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第 6 条の 10 第 1 項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

(陽電子断層撮影診断用放射性同位元素使用室)

第 6 条 陽電子断層撮影診断用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおり

の 7 とする。

- 一 主要構造部は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 二 陽電子断層撮影診断用放射性同位元素の調剤等を行う室(以下「陽電子準備室」という。)、これを用いて診療を行う室及びこれにより診療を受けている飼育動物を収容する設備を有する室(以下「陽電子使用室内収容室」という。)に区画すること。
- 三 人が常時立ち入る場所における実行線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。
- 四 陽電子断層撮影診断用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。
- 五 陽電子断層撮影診断用放射性同位元素使用室の室内には、陽電子放射断層撮影装置を操作する場所を設けないこと。
- 六 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- 七 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- 八 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。
- 九 各室には、洗浄設備を設けること。
- 十 前二号の洗浄設備は、第 6 条の 10 第 1 項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。
- 十一 診療を行う室及び陽電子使用室内収容室には、通気口を設けること。
- 十二 前号の通気口は、第 6 条の 10 第 1 項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。
- 十三 陽電子準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第 6 条の 10 第 1 項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

(貯蔵施設)

第 6 条 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽の 8 電子断層撮影診断用放射性同位元素を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとする。
- 二 人が常時立ち入る場所における実行線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 三 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。
- 四 貯蔵箱等は、耐火性の構造とする。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。

- 五人が常時出入りする出入口は、1箇所とすること。
- 六扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 七貯蔵施設である旨を示す標識を付すること。
- 八貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、蓋等を解放した場合において1メートルの距離における実行線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいされている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。
- イ貯蔵時において1メートルの距離における実行線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいすることができるものとする。
- ロ容器の外に置ける空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。
- ハ液体状の診断用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診断用放射線同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- ニ貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量を表示すること。
- 九受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための設備又は器具を設けること。

(運搬容器)

- 第6条 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽の9電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器(以下「運搬容器」という。)の構造の基準は、次のとおりとする。
- 一運搬時において1メートルの距離における実行線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいすることができるものとする。
- 二容器の外に置ける空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる運搬容器は、気密な構造とすること。
- 三液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる運搬容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- 四運搬容器である旨を示す標識を伏し、かつ、運搬する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は運搬する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量を表示すること。

(廃棄施設)

- 第6条 診療用放射線同位元素、陽電子断層撮影診断用放射性同位元素又は放射性同位

- の 10 元素によって汚染された物(以下「獣医療用放射性汚染物」という。)を廃棄する施設(以下「廃棄施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 人が常時立ち入る場所における実行線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。
 - 二 液体状の獣医療用放射性汚染物を排水し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排水設備(配水管、廃液処理槽その他液体状の獣医療用放射性汚染物を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設けること。
 - イ 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を第 18 条の 2 第 1 項に定める濃度原意かとする能力を有するものであること又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、診療施設の境界(診療施設の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下同じ。)における排水中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。
 - ロ 廃液の漏れにくい構造とし、廃液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。
 - ハ 廃液処理槽は、廃液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、廃液の流出を調節する装置を設けること。
 - ニ 廃液処理槽の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備(以下「さく等」という。)を設けること。
 - ホ 配水管及び廃液処理槽には、排水設備である旨を示す標識を付すること。
 - 三 気体状の獣医療用放射性汚染物を排気し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排気設備(排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の獣医療用放射性汚染物を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。)を設けること。ただし、作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合であつて、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのない時は、この限りでない。
 - イ 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を第 18 条の 2 第 1 項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、診療施設の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。
 - ロ 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を第 18 条の 2 第 2 項に定める濃度限度以下とする能力を有するものとする。
 - ハ 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いること。
 - ニ 故障が生じた場合において放射性同位元素によって汚染され得た物の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。
 - ホ 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付すること。
 - 四 獣医療用放射性汚染物を焼却する場合には、次に掲げる設備を設けること。
 - イ 次に掲げる基準に適合する焼却炉
 - (1) 気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造であること。

- (2) 排気設備に連結された構造であること。
- (3) 焼却残さの搬出口が排気作業室(獣医療用放射性汚染物を焼却した後その残さを焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化(固型化するための処理を含む。以下同じ。)する作業を行う室をいう。以下同じ。)に連結していること。

ロ 次に掲げる基準に適合する廃棄作業室

- (1) 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分が突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であること。
- (2) 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面が平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。
- (3) 気体状の獣医療用放射性汚染物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置が前号の規定により設ける排気設備に連結していること。
- (4) 廃棄作業室である旨を示す標識が付されていること。

ハ 次に掲げる基準に適合する汚染検査室(人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室をいう。以下同じ。)

- (1) 人が通常出入りする廃棄施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所に設けられていること。
- (2) 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分がロの(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
- (3) 洗浄設備及び更衣設備が設けられ、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材が備えられていること。
- (4) (3)の洗浄設備の配水管が第二号の規定により設ける排水設備に連結していること。
- (5) 汚染検査室である旨を示す標識が付されていること。

五 獣医療用放射性汚染物を保管廃棄する場合(次号に規定する場合を除く。)には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ 外部と区画された構造とすること。

ロ 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ 耐火性の構造で、かつ、第6条の8第八号ロ及びハに掲げる基準に適合する容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。

ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。

六 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(農林水産大臣が定める種類毎にその1日最大使用数量が農林水産大臣が定める数量以下であるものに限る。以下この号において同じ。)又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物を保管廃棄する場合には、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることを確実な期間として農林水産大臣が定める期間を超えて管理区域(外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位

元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が第 18 条の 2 第 3 項に定める線量、濃度又は密度を超えるおそれのある場所をいう。以下同じ。)内において行うこと。

- 2 前項第二号イ又は第三号イに規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが著しく困難な場合において、診療施設の境界の外に置ける実行線量を 1 年間につき 1 ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき農林水産大臣の承認を受けた場合においては、同項第二号イ又は第三号イの規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは廃棄監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、診療施設の境界の外に置ける実行線量を 1 年間につき 1 ミリシーベルト以下としなければならない。
- 3 前項の規定により承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなったときは、農林水産大臣は当該承認を取り消すことができる。
- 4 第 1 項第六号の規定により保管廃棄する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物については、同号の農林水産大臣が定める期間を経過した後は、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物ではないものとする。

(放射線治療収容室)

第 6 条 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射線同位元素又は陽の 11 電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設(以下「放射線治療収容室」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 主要構造部は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。

二 人が常時立ち入る場所における実行線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物をもうけること。

三 放射線治療収容室である旨を示す標識を付すること。

四 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地のすきまの少ない構造とすること。

五 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる

こと。

六 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。

七 前号の洗浄設備は、第 6 条の 10 第 1 項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。

八 通気口を設けること。

九 前号の通気口は、第 6 条の 10 第 1 項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

- 2 前項第六号から第九号までの規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線

照射器具により治療を受けている飼育動物のみを収容する放射線治療収容室については、適用しない。